

居宅介護支援重要事項説明書

1 当社の運営の方針

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- 2 事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な介護保険サービス・保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。
- 3 事業実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 六ツ木診療所 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	六ツ木診療所居宅介護支援事業所
所在地	〒121-0053 足立区佐野 2-32-11
介護保険指定番号	1372100279
サービスを提供する 実施地域	足立区一部地域（六木、佐野、神明、神明南、大谷田、谷中、加平、北加平、東和、中川4～5丁目） その他近隣地区は相談に応じます。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者（主任介護支援専門員）	1名		1名
主任介護支援専門員			
介護支援専門員	1名		1名

(3) 営業時間

月曜～金曜	午前8時半～午後5時 ※日曜・祭日・年末年始は休みとなります。
土曜	午前8時半～午後12時 ※土曜に関しては電話対応となります。

3 サービスの内容

(1) 居宅介護支援

- ① 利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談し課題分析
- ② 居宅サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス事業者との連絡調整
- ④ 居宅サービス計画書原案を基に利用者、家族、専門職とサービス担当
者会議を開催。開催場所は利用者宅等とします
- ⑤ 介護支援専門員は必要に応じて訪問しますが、原則として月1回居宅を
訪問しサービス提供の状況を確認します
- ⑥ その他の居宅介護支援業務

(2) 利用者が病院又は診療所等に入院する必要がある場合には、担当の介護 支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝えください。

(3) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に関わる情報等 の提供を受けた時その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、 薬剤状況その他利用者に心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認 めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供 します。

(4) 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付け る場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に 訪問介護が必要な理由を記載するとともに当該居宅サービス計画を足立区 に届け出ます。

(5) ケアマネジメントの公正中立を確保するため、利用者は複数事業所の紹介、 説明を求めることができます。当事業所において前6ヶ月に作成したケアプ ランのサービス利用割合について説明をします。また訪問介護、通所介護、 地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとに提供された割合につい ても説明を行い理解を得るよう努めます。

(前6月間については、年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サ
ービス計画を対象とする。① 前期3月1日～8月末日② 後期9月1日～2月末日)

4 サービス利用料金

(1) 利用料

- * 保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、別紙の金額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日足立区介護保険課の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。
- * 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額にあわせ担額を変更します。(料金表参照)
- * 介護職員等処遇改善加算を算定いたします。(料金表参照)

(2) 交通費

通常サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

料金が発生する場合、現金でお支払い下さい。

5 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

- (1) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ、などの配慮をお願いします。
- (2) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (3) 利用者又は家族が、事業者や職員に対して身体的または精神的なハラスメント等の行為により健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する場合があります。
- (4) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
- (5) 職員がお茶やお菓子、お礼の品物を受け取ることを事業所として禁止しています。

6 サービスの内容に関する苦情

① 当社のお客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情を承ります。

担当 春日 香織

電話 5 6 1 3－8 6 6 6

FAX 5 6 1 3－8 6 6 7

(午前9時～午後5時)

② その他

当社以外に、都・区・市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

1. 足立区基幹包括支援センター 電話 6 8 0 7－2 4 6 0

1. 足立区介護保険課 事業者指導係 電話 3 8 8 1－5 1 1 1

1. 東京都国保連合会 苦情係 電話 6 2 3 8－0 1 7 7

(受付時間 平日 午前9時～午後5時)

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、必要な措置を取る。また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する等必要な措置を講じる他、事前にお聞きする緊急連絡先の家族の方等に速やかに連絡します。

8 非常災害時

事業者は、別に定める「消防計画」にもとづき、非常災害対策と要介護者の安全確保に努めます。

9 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 成年後見制度の利用を支援します。
- 2) サービス提供中に、養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを地域包括支援センター等に通報します。

- 3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修への参加と従事者への周知徹底。

1 0 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修及び研修の実施を行っていきます。

1 1 身体拘束の適正化に関する事項

利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由や必要な事項を記録します。

1 2 業務継続計画に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

契約締結日

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 〒121-0053

足立区佐野 2 - 3 2 - 1 1

名 称 医療法人社団 宏心会
六ツ木診療所居宅介護支援事業所 印

代表者名 山下 俊樹

説明者 所属 六ツ木診療所居宅介護支援事業所

氏 名 印

私は、契約書、重要事項説明書及び重要事項説明書別紙により、事業者から居宅介護支援についての説明を受け了承しましたので、契約いたします。

<利用者>

住 所 足立区

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1、 使用する目的

事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2、 使用にあたっての条件

- ① 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払う事。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておく事

3、 個人情報の内容(例示)

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票(74項目および特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定会議の意見(認定結果通知書)
- ・ その他の情報

4、 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

以上

令和 年 月 日

医療法人社団 宏心会 六ツ木診療所居宅介護支援事業所 様

利用者 住所 足立区

氏名 印

上記代理人 住所

氏名 印

利用者家族代表 住所

氏名 印

居宅介護支援事業所 料金表

令和 8 年 6 月 1 日

《居宅介護支援費》

居宅介護支援費 I . i	介護度	(単位数)	利用料
(取扱件数 45 件未満)	要介護 1 ・ 2	1,086	月 12,380 円
	要介護 3 ・ 4 ・ 5	1,411	月 16,085 円
居宅介護支援費 I . ii			
(取扱件数 60 件未満)	要介護 1 ・ 2	544	月 6202 円
	要介護 3 ・ 4 ・ 5	704	月 8026 円

《その他加算》

		(単位数)	利用料
初回加算	1 月につき	+ 300	3,420 円
入院時情報連携加算 (I)	1 月につき	+ 250	2,850 円
入院時情報連携加算 (II)	1 月につき	+ 200	2,280 円
通院時情報連携加算	1 月に一回	50	570 円

退院・退所加算	カンファレンス参加 無	利用料	カンファレンス参加 有	利用料
連携 1 回	4 5 0 単位	5,130 円	6 0 0 単位	6,840 円
連携 2 回	6 0 0 単位	6,840 円	7 5 0 単位	8,550 円
連携 3 回	×	×	9 0 0 単位	10,260 円

ターミナルケアマネジメント加算	1 月につき	4 0 0 単位	4560 円
特定事業所加算 I		+ 5 1 9 単位	5917 円
特定事業所加算 II		+ 4 2 1 単位	4799 円
特定事業所加算 III		+ 3 2 3 単位	3682 円

居宅介護職員等処遇改善加算	事業所総件数 1 月につき 2.1 %
---------------	---------------------

六ツ木診療所居宅介護支援事業所